

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第181回）議事要旨

1. 日時 平成24年7月3日（火） 13時30分から17時45分まで
2. 場所 大阪第2法務合同庁舎5階特別室
3. 出席者  
（委員会）岸本委員（部会長）、樽谷委員、右原委員、渡辺委員、鈴木委員  
（総務省）松村次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議（厚生年金保険事案10件）  
申立案件それぞれについて、勤務実態や保険料控除の有無など審議を行い、それらを総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなど議論が行われた。
  - (2) 次回の第3部会は平成24年7月11日（水）13時45分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第136回）議事要旨

- 1 日 時 平成24年7月4日（水） 13時30分から15時15分まで
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 特別室
- 3 出席者  
（委員会）川村委員（部会長）、河村委員、山下委員、田中委員、塩委員  
（総務省）奥田班長ほか
- 4 議題
  - （1）申立案件の審議
  - （2）あっせん案件の審議
- 5 会議経過
  - （1）申立案件の審議  
申立案件について審議を行った（厚生年金3件）。  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情等が存在するか等について審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - （2）あっせん案等の決定  
部会として、年金記録を訂正する必要があるとするもの4件及び年金記録を訂正する必要はないとするもの3件を審議し、決定した。
  - （3）次回の第4部会は、平成24年7月10日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第178回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月5日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別会議室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（部会長）、中嶋委員、南部委員、早澤委員、谷山委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の審議  
国民年金に係る申立案件6件のうち、2件について年金記録を訂正する必要があり、残る4件について年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、平成24年7月12日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第139回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月5日（木） 9時15分から11時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階第1会議室
3. 出席者  
（委員会）大野委員（部会長）、藤本委員、石谷委員、飯田委員、高熊委員  
（総務省）森永次長、吉田主任調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件5件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第6部会は、平成24年7月12日（木）13時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第178回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月6日（金） 9時30分から12時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第二部会：島川委員、那須委員、角田委員、吉井委員、溝渕委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定
  - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険3件）

厚生年金保険事案3件について（3件のうちの1件は、脱退手当金に係る申立事案）、1件についてはあっせん、残りの2件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (3) 次回は、7月13日（金）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第182回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月9日（月） 13時30分から16時30分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 特別室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長、竹内委員、米子委員、中川委員、吉岡委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金5件、うち脱退手当金に関するもの2件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したものの10件、年金記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第1部会は、平成24年7月23日（月）15時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第137回）議事要旨

1 日 時 平成24年7月10日（水） 13時30分から14時45分まで

2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 特別室

3 出席者

（委員会）川村委員（部会長）、河村委員、山下委員、田中委員

（総務省）森永次長ほか

4 議題

（1）申立案件の審議

5 会議経過

（1）申立案件の審議

申立案件について審議を行った（厚生年金6件）。

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）次回の第4部会は、平成24年7月25日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第182回）議事要旨

1. 日時 平成24年7月11日（水） 13時30分から17時45分まで
2. 場所 大阪第2法務合同庁舎5階特別室
3. 出席者  
（委員会）岸本委員（部会長）、樽谷委員、右原委員、渡辺委員、鈴木委員  
（総務省）森永次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議（厚生年金保険事案2件）  
厚生年金保険事案2件について、申立人による口頭意見陳述を実施し、その後、これらの申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなど議論が行われた。
  - (2) 次回の第3部会は平成24年7月23日（月）15時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕



年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第140回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月12日（木） 13時00分から15時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階第2会議室
3. 出席者  
（委員会）大野委員（部会長）、藤本委員、石谷委員、飯田委員、高熊委員  
（総務省）森永次長、吉田主任調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の決定  
国民年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。  
また、国民年金に係る申立案件6件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第6部会は、平成24年7月26日（木）9時15分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第179回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月12日（木） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（部会長）、中嶋委員、南部委員、早澤委員、谷山委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題  
（1）申立案件の審議
5. 会議経過  
（1）申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金7件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。  
  
（2）次回の第5部会は、平成24年7月23日（月）15時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第179回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月13日（金） 9時30分から12時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第二部会：島川委員、那須委員、角田委員、吉井委員、溝渕委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定
  - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険5件）

厚生年金保険事案5件について、1件についてはあっせん、残りの4件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (3) 次回は、7月23日（月）15時00分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第1部会（第183回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月23日（月） 15時30分から17時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者  
（委員会）川口委員長、竹内委員、米子委員、中川委員、吉岡委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（厚生年金4件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているか、また、被保険者が脱退手当金を受給しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金事案について年金記録を訂正する必要があると決定したもの22件、年金記録の訂正の必要はないとするもの2件（うち脱退手当金に関するもの1件）を審議し、決定した。
  - (3) 次回の第1部会は、平成24年8月6日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第二部会（第180回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月23日（月） 15時00分から17時45分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 当委員会会議室
3. 出席者  
（委員会）第二部会：島川委員、那須委員、吉井委員、溝渕委員  
（総務省）平原次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定
  - (2) 申立案件の審議
5. 会議経過
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険3件）  
厚生年金保険事案3件について、あっせんと決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険8件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を控除されているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (3) 次回は、8月10日（金）9時30分から、当委員会会議室において開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3部会（第183回）議事要旨

1. 日時 平成24年7月23日（月） 15時から17時45分まで
2. 場所 大阪第2法務合同庁舎7階第6会議室
3. 出席者  
（委員会）岸本委員（部会長）、樽谷委員、右原委員、鈴木委員  
（総務省）森永次長ほか
4. 議題
  - (1) あっせん案等の決定（厚生年金保険事案24件）  
厚生年金保険事案24件について、8件はあっせん、4件は一部あっせんとし、残りの12件は訂正不要と決定した。
  - (2) 申立案件の審議（厚生年金保険事案1件）  
申立案件について、勤務実態や保険料控除の有無など審議を行い、それらを総合的に考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなど議論が行われた。
  - (3) 次回の第3部会は平成24年8月7日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第5部会（第180回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月23日（月） 15時00分から17時00分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1会議室
3. 出席者  
（委員会）児玉委員（部会長）、中嶋委員、南部委員、早澤委員、谷山委員  
（総務省）岡本主任調査員ほか
4. 議題
  - (1) 申立案件の審議
  - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
  - (1) 申立案件の審議  
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件）  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - (2) あっせん案等の審議  
国民年金に係る申立案件8件のうち、2件について年金記録を訂正する必要があり、残る6件について年金記録を訂正する必要はないと決定した。
  - (3) 次回の第5部会は、平成24年8月7日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認大阪地方第三者委員会第4部会（第138回）議事要旨

- 1 日 時 平成24年7月25日（水） 13時30分から15時00分まで
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 特別室
- 3 出席者  
（委員会）川村委員（部会長）、河村委員、山下委員、田中委員、塩委員  
（総務省）森永次長ほか
- 4 議題
  - （1）申立案件の審議
  - （2）あっせん案件の審議
- 5 会議経過
  - （1）申立案件の審議  
申立案件について審議を行った（厚生年金3件）。  
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
  - （2）あっせん案等の決定  
部会として、年金記録を訂正する必要があるとするもの2件及び年金記録を訂正する必要はないとするもの6件を審議し、決定した。
  - （3）次回の第4部会は、平成24年8月8日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕



年金記録確認大阪地方第三者委員会第6部会（第141回）議事要旨

1. 日 時 平成24年7月26日（木） 9時15分から11時00分

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階第1会議室

3. 出席者

（委員会）大野委員（部会長）、藤本委員、飯田委員、高熊委員  
（総務省）森永次長、吉田主任調査員ほか

4. 議題

- (1) 申立案件の審議
- (2) 委員会におけるあっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金4件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定

国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、国民年金に係る申立案件3件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第6部会は、平成24年8月2日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
速報につき修正の可能性あり 〕